吉野町木材利用促進に関する基本方針

(趣旨)

第1条 本町の総面積は9.565haであり、そのうち森林面積は約8割を占めいる。

本町の先人たちは、山とうまく付き合う方法を育み日本三大人工美林とも称されている高品質を誇る吉野杉や桧を生みだし、全国に誇れる「吉野ブランド」をつくってきた。 しかし近年、国産材の需要量が低迷すると共に、林業木材産業も停滞している。また、森林は充分な手入れがされず荒廃が目立ち多面的機能が低下しつつある。

このような事から、今後町所有の公共建築物へ率先して生産・加工された地域産材を利用する事で木材の需要を拡大し、本町の基幹産業である林業・製材業が活性化し、地域経済への波及効果も期待できると共に、就労の場の確保にも繋がるなど集落の活性化 も期待できる。

このようなことから、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第9条第1項における地域材利用の目標、地域産材の利用を推進す べき公共建築物等、地域産材の利用促進に向けた取り組み、その他地域産材の利用を推 進する上で必要な事項を定める。

(用語の定)

第2条 この方針に使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「地域産材」とは、吉野町内で生産又は製材された木材とする。
- (2) 「木造化」とは、町有施設の構造耐久上主要な部分(柱、梁、壁等)の全て又は 一部に地域産材を使って木造とする新築及び増築とする。
- (3) 「木質化」とは、建築物の内装及び外装の全て又は一部に地域産材を用いることとする。

(公共建築物等における木材利用の促進の意義)

第3条 町が、公共建築物等において率先して木材を利用することにより、森林の保全と 木材の利用の両立を推進するとともに、その効果に関する町民の理解を深める。

(1) 木材利用そのものの効果

公共建築物等は、広く町民一般の利用に供されるものであり、県や町による率先した木材の利用、あるいは取り組み状況や効果等を積極的に情報発信する事で、町民に対して木と触れ合い木の良さを実感する機会、木材の特性、木材利用がもたらす効果を幅広く提供する。

また、公共建築物等において木材の利用を進めることで、木材の需要を創出する直接的な効果も期待できる。

(2) 森林の整備、地域経済、雇用の面での効果

木材の 需要を拡大することは、林業の再生を通じた森林の適正な整備、保全につながり、森林の有する多目的機能の持続的な発揮や地域の経済の活性 化と雇用の創出を図ることができる。

(公共建築物における地域産材の利用目標)

第4条 公共建築物の新築・増築又は改築を行う場合、次の各号に掲げるものを除き、地上2階建て以下の施設は、積極的に木造化を促進する。また、木造化が困難な場合においては、内装等に積極的に地域産材を使った木質化に努める。

- (1) 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木質化することが困難な施設。
- (2) 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが難な施設。
 - (3) その他、木造化することに困難な理由があるもの。
- 2 町が公共建築物等に導入する備品・家具・調度品等は可能な限り木材製品とする。
- 3 地域産材の利用に対する町民の理解を深めるとともに、経済波及効果を高める ため、民間事業者が整備する公共建築物に準ずる施設、住宅、店舗、事務所等の施 においても、地域産材の積極的な利用を促進する。

(地域産材の利用を推進すべき公共建築物等)

第5条 地域材の利用を推進すべき具体的な公共建築物等は、以下のような建築物等とし、 可能な限り地域産材の利用に努める。

- (1) 町が整備する公共の用又は公用に供する建築物
- (2) その他、公共の用に供する工作物
- (3) 机等の備品類

(地域産材の利用促進に向けた取り組み)

第6条 町の取り組み

町は公共建築物等における木材の利用に努めるとともに、県及びその他の関係機 関の協力も得つつ、地域産材利用の促進に関する施策の効果的な推進を図る。

- (1) 地域産材の供給体制の整備
- (2) 地域産材の調達方法等に関する情報の収集、提供など
- 2 関係者の適切な役割分担と関係者相互の連携した取り組み

林業事業体、木材加工業者その他の関係者は、本方針を踏まえ、町や建築物を整備しようとする事業者のニューズを的確に把握するとともに、そのニーズに対応した木材の供給及びその品質、価格等に関する正確な情報を提供するなど、木材の具体 的な利用方法の提案等に努める。

(その他地域産材の利用を推進する上で必要な事項)

第7条 地域産材の供給及び利用と森林の適正な整備の両立

2 公共建築物等における木材の利用の促進に当たっては、森林の有する多目的機能の発揮と木材の安定的な供給とが調和した森林資源の持続的かつ循環的な利用を促進するため、無秩序な伐採を防止するとともに的確な再造林を確保するなど木材供給及び利用と森林の適正な整備の両立に努める。

付 則

この基本方針は、平成24年 月 日から施行する。

公共建築物における地域産材利用推進方針

1 (趣旨)

本町の総面積は9.565haであり、そのうち森林面積は約8割を占めている。

本町の先人たちは、山とうまく付き合う方法を育み日本三大人工美林とも称されている高品質を誇る吉野杉や桧を生みだし、全国に誇れる「吉野ブランド」をつくって きた。しかし近年、国産材の需要量が低迷すると共に、林業木材産業も停滞しつつあ る。森林においても充分な手入れがされず荒廃が目立ち多面的機能も低下している。

町では、今後町所有の公共建築物へ率先して吉野町内で生産又は製材された木材(以下「地域産材という。」を利用する事で木材の需要を拡大し、本町の基幹産業である 林業・製材業が活性化し、地域経済への波及効果も期待できると共に、就労の場の確 保にも繋がるなど集落の活性化も期待できる。

2 (木材利用における意義及び効果)

(1) 地域産材利用推進の意義

町が公共建築物等において率先して木材を利用することは、林業及び木材産業の振興を通して、森林の有する多目的機能の持続的な発揮、地域経済の活性化、 雇用の確保の実現に繋がる。このため、吉野町は本方針に基づき、公共建築物へ の地域産材利用を推進するものとする。

(2) 地域産材利用の効果

公共建築物おいて地域産材を推進することにより、次の効果が期待される。

①公共空間の高質化

木材は、安らぎ・温もりを与えると共に、周囲の景観に溶け込むなどの視覚的効果があり、断熱性、調湿性等に優れ、紫外線を吸収する効果や衝撃を緩和 する効果が高い等の性質を有しており公共空間の高質化が図られる。

②循環型社会形成への貢献

木材は、製造時のエネルギー消費が小さく、長期間にわたって炭素を貯蔵できるなど、環境にやさしい資材であり、循環型社会の形成に貢献する。

③林業及び木材産業の振興への寄与

地域産材の安定的な需要を直接的に創出することにより、林業及び木材産業の振興に寄与する。

④一般建築物における地域産材利用の拡大

公共建築物は、広く町民の利用に供されることから、多くの町民に対して、 地域産材と触れ合いその良さを実感する機会を幅広く提供することが可能であ り、住宅、事務所、店舗等の一般建築物への地域産材の利用拡大に繋がる。

3 (基本的考え方及び目標)

(1) 地域産材利用の基本的考え方

①公共建築物のあり方

公共建築物は、町民の共通の財産であり、多くの人に長期にわたって使われるという性質から、公共施設としての機能及び利用者の利便性や安全性の確保、 長寿命化、ライフサイクルコストの低減等を考慮する必要がある。

②公共建築物への木材利用の課題

公共建築物への木材利用にあたっては、構造強度、耐火性能や含水量・シロアリ等に対する耐久性能の確保について十分に配慮する必要がある。このため、

木材自体の不燃・難燃化、防腐処理等の耐久性向上、集成材等の木材関連技術 の活用及び設計上の工夫に取り組む必要がある。

③公共建築物における地域産材利用に向けて

町は、公共建築物の機能及び利用者の利便性や安全性の確保を前提として、

公共空間の高質化など地域産材利用の効果と費用とを総合的に考慮し、可能な限りその利用の推進に取り組むものとする。

(2) 地域産材利用の目標

町は、(1)の基本的考え方を踏まえながら、以下を目標として公共建築物における地域産材利用の推進を図るものとする。

①低層建築物における木造化の推進

耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない低層の公共建築物の新築、改築及び増築(以下「新築等」という。)にあた っては、地域産材を利用した木造化を推進する。

②内装等の木質化の推進

公共建築物の新築等及び改修にあたっては、多くの町民が利用する部分や木質化がふさわしい部分について、地域産材を利用した内装の木質化を推進する。また、景観上特に木質化がふさわしい建築物については、地域産材を利用した 外装の木質化を推進する。

③「奈良県地域認証材」の利用の促進

町は整備する公共建築物において、トレーサビリティ確保・品質確保のために「奈良県地域材認証センター」が認証する「奈良県地域認証材」の利用促進 に配慮するものとする。

(3) 地域産材の適切な供給の確保

町は、公共建築物の整備の用に供する地域産材の適切な供給の確保のため、木材生産・流通の合理化に取り組むものとする。

このため、町は、木材製造業者その他木材の供給に携わる者と連携し、木材生産・流通の合理化を推進し、地域産材の安定供給・品質及び性能の確保と向上、 競争力のある価格の実現に努めるものとする。

4 (一般建築物への地域産材利用の促進)

町は、一般建築物における地域産材利用の促進のため、次の施策に取り組むものとする。

(1) 民間等の一般建築物における地域産材利用の促進

町は、民間等の者が整備する建築物において、地域産材の積極的な利用を拡大するため、民間等へ要請するとともに支援に努めるものとする。

(2)町民に対する積極的なPR

町は、公共建築物における地域産材利用の推進の意義等について町民の理解が 深められるよう、その取組み状況の積極的なPRに努めるものとする。

(3) 地域産材利用住宅等への助成

町は地域産材を利用した、町民の方が所有する住宅等のリフォーム及び木造住宅の新築に対して助成を行い、地域産材利用の促進に努めるものとする。

5 (建築物以外への地域産材利用の推進)

町は、公共土木工事における工作物及び工事用資料、備品及び消耗品、木質バイオマスの活用など、建築物以外への地域産材の積極的な利用に努めるものとする。

附則

- 1. この方針は、平成24年8月1日から運用する。
- 2. この方針については、施策の実施状況、効果等について把握・分析を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。